

第 37 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の
給与に関する規程の一部改正に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部改正については、これを承認する。

令和 8 年 10 月 20 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部改正について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 8 年 9 月 14 日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

1 改正の理由

令和8年10月3日から滋賀県の最低賃金が1,136円に引き上げられることに伴い、最低賃金を下回る会計年度任用職員の基本報酬の額を改定するため、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

2 改正の概要

令和8年10月3日から滋賀県の最低賃金が1,136円に引き上げられることに伴い、最低賃金を下回る会計年度任用職員の基本報酬の額を10円単位で引き上げることとする。

【令和8年10月3日施行】

訓令別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	【改正前】基本報酬の額	【改正後】基本報酬の額
(11)教員業務支援員	1時間につき 1,120円	1時間につき 1,140円

※基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程新旧対照表

旧	新																
本則・付則 省略 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 437 804 488">職務</th><th data-bbox="808 437 1104 488">基本報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 491 804 549">(1)～(10) 省略</td><td data-bbox="808 491 1104 549"></td></tr> <tr> <td data-bbox="239 552 804 705">(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの</td><td data-bbox="808 552 1104 705">同 <u>1,120</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="239 708 804 766">(12)・(13) 省略</td><td data-bbox="808 708 1104 766"></td></tr> </tbody> </table> 別表第2 省略	職務	基本報酬の額	(1)～(10) 省略		(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,120</u>	(12)・(13) 省略		本則・付則 省略 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 437 1700 488">職務</th><th data-bbox="1704 437 2000 488">基本報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 491 1700 549">(1)～(10) 省略</td><td data-bbox="1704 491 2000 549"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1135 552 1700 705">(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの</td><td data-bbox="1704 552 2000 705">同 <u>1,140</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1135 708 1700 766">(12)・(13) 省略</td><td data-bbox="1704 708 2000 766"></td></tr> </tbody> </table> 別表第2 省略	職務	基本報酬の額	(1)～(10) 省略		(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,140</u>	(12)・(13) 省略	
職務	基本報酬の額																
(1)～(10) 省略																	
(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,120</u>																
(12)・(13) 省略																	
職務	基本報酬の額																
(1)～(10) 省略																	
(11) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 <u>1,140</u>																
(12)・(13) 省略																	